

2024年度改定 福祉用具 貸与と販売の選択制 完全ガイド

ケアマネジャー・福祉用具専門相談員向け 実務解説

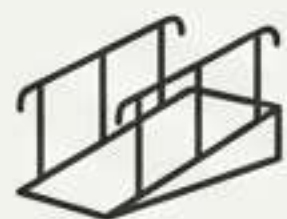


厚生労働省 Q&Aに基づく最新情報

まずは基本を理解する：選択制の概要と対象品目

2024年4月1日より、利用者の状態や利用期間の見通しを踏まえ、一部の福祉用具について「貸与」か「販売」かを選べる制度が導入されました。利用者の自己決定を尊重し、最適な選択を支援することが専門職に求められます。

対象となる福祉用具



スロープ（固定用）



歩行器



単点杖・多点杖

制度のポイント



- **目的**：長期利用が見込まれる場合、購入の方が利用負担を抑えられる可能性があるため。

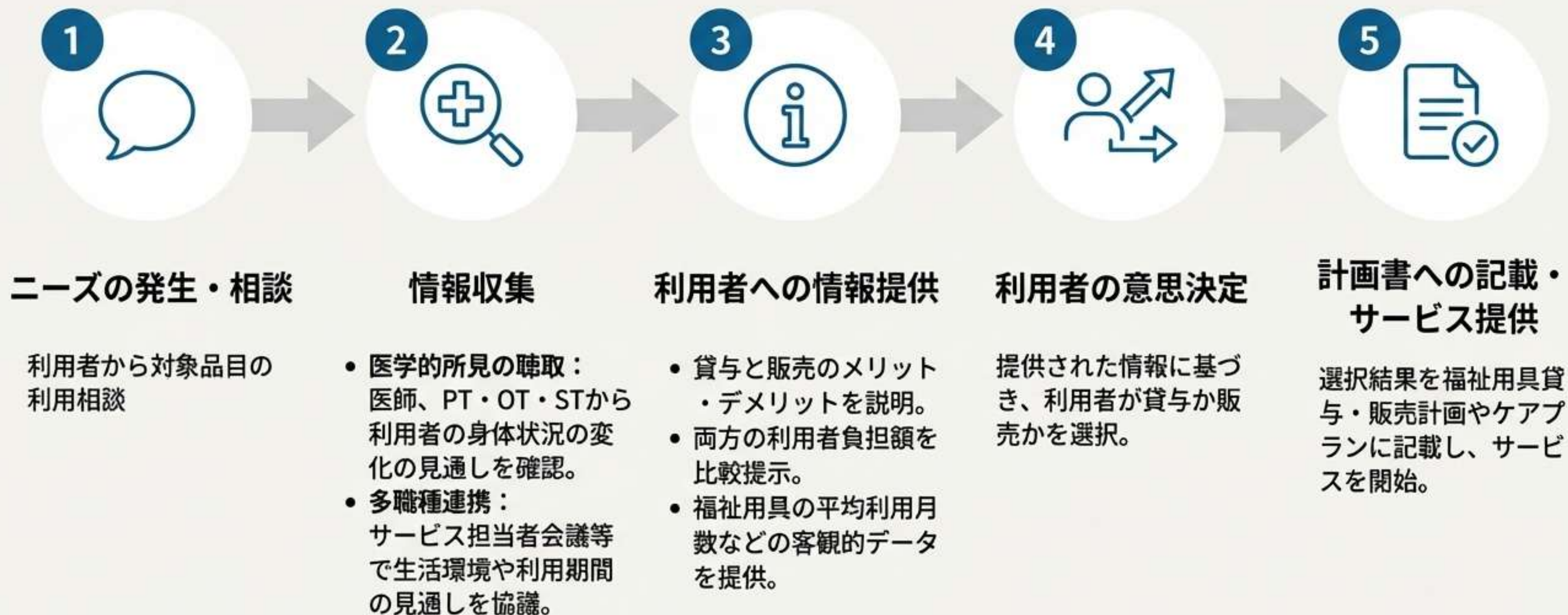


- **役割**：福祉用具専門相談員・介護支援専門員は、利用者が判断するための適切な情報提供を行う。



- **注意**：工事を伴うスロープの設置は「住宅改修」の扱いとなり、本制度の対象外です。

利用者の選択を支えるための業務フロー



判断材料を具体的に提示する： 利用者に提供すべき必須情報

利用者の適切な選択には、客観的で多角的な情報提供が不可欠です。以下の情報を整理し、分かりやすく説明することが求められます。

1. 専門的見地からの見通し



- 医学的所見*: 医師やリハビリ専門職から聴取した、身体状況の変化に関する見通し。
- 多職種協議の結果*: サービス担当者会議等で協議した、生活環境の変化や想定される利用期間。

2. 費用負担の比較



月々のレンタル料と、想定利用期間での総額。

購入費用（特定福祉用具購入費の支給上限額にも言及）。

ポイント: 長期利用が見込まれる場合は販売が、短期利用や状態変化が想定される場合は貸与が適している点を明確に伝える。

3. 国が示す平均利用月数データ

固定用スロープ：
13.2ヶ月

歩行器：
11.0ヶ月

単点杖：
14.6ヶ月

多点杖：
14.3ヶ月

注記: 「あくまで平均であり、個々の利用者の状況に応じて判断が必要です」と補足。

根拠の要：適切な「医学的所見」の取得方法

貸与・販売の提案には、利用者の状態を把握している専門職からの医学的所見が重要です。

聴取先（Who to ask?）



医師



作業療法士（OT）



理学療法士（PT）



言語聴覚士（ST）

聴取方法（How to ask?）

方法や様式に特段の定めはありません。電話等での聴取も可能です。

重要なQ&A

Q1：福祉用具事業所に所属する専門職から所見を取得できますか？

A1：可能です。ただし、その専門職が利者の入院中のリハビリ担当であったり、訪問リハビリを提供しているなど、医師と連携し、利用者の過去の病歴や身体状況を把握している場合に限られます。（出典：Vol.5 問6）

Q2：一度貸与を選択した後、販売への移行を提案する場合、再度所見は必要ですか？

A2：はい、必要です。
医師・リハビリ専門職からの意見聴取、または多職種による協議の結果が改めて必要となります。（出典：Vol.5 問8）

Q3：主治医意見書等に福祉用具の記載がない場合、追加の照会は必須ですか？

A3：追加照会が望ましいですが、他の情報から貸与・販売の選択に必要な情報が得られていれば、必ずしも必須ではありません。（出典：Vol.1 問112）

選択後のよくある質問：購入後の故障・状態変化への対応

利用者の状況は変化します。購入後や貸与継続中に新たなニーズが発生した場合の対応について、あらかじめ理解しておくことが重要です。

購入した福祉用具が故障・破損した場合



Q 修理不能な故障等で新たに必要になった場合、貸与を選択できますか？

A はい、可能です。

特定福祉用具販売（再購入）だけでなく、福祉用具貸与を選択することもできます。（出典：Vol.5 問5）

利用者の身体状況が変化した場合



Q 販売で購入後、身体状況が変わり、同じ種目の別の福祉用具が必要になった場合、貸与は可能ですか？

（例：歩行器を購入したが、より支持性の高い歩行器のレンタルが必要になった）

A はい、可能です。利用者の身体状況等を踏まえ、改めて十分に検討・判断した上で、貸与を提案できます。（出典：Vol.5 問5）

メンテナンスと費用



Q 販売後のメンテナンス費用は誰が負担しますか？

A 利用者と販売事業所との個別契約に基づき決定されます。購入前にメンテナンスの取り扱いについて説明しておくことが望ましいです。（出典：Vol.1 問104）

中古品の販売



Q 選択制の対象品目を中古で販売できますか？

A 原則として新品の販売を想定しています。

貸与と異なり、販売後には定期的なメンテナンスが義務付けられていないこと等が理由です。（出典：Vol.5 問9）

専門職としての責務：モニタリングと記録のポイント



モニタリングの実施

対象

選択制対象品目を貸与している利用者

時期（新規利用者）

2024年4月1日以降に貸与を開始した利用者には、利用開始から6ヶ月以内に少なくとも1回モニタリングを実施。

時期（既存利用者）

4月1日以前から貸与している利用者は、利用者ごとに適時適切に実施。

計画書への記載

次回のモニタリング実施時期を福祉用具貸与計画に記載します。「○年○月頃」「○月上旬」といった記載で問題なく、確定的な日付は不要です。（出典：Vol.5 問3）

結果の報告

モニタリング結果は、担当の介護支援専門員へ報告が必要です。



適切な記録

記録内容

利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報提供を行った事実。

記録場所

福祉用具貸与・販売計画書、またはモニタリングシート等に記録します。（出典：Vol.1 問103）

ケアプランへの反映

福祉用具専門相談員からのモニタリング報告を受け、介護支援専門員は速やかに居宅サービス計画等の見直し、または貸与継続理由の記載を行います。（出典：Vol.1 問113）

まとめ：福祉用具貸与・販売の選択制における3つの原則



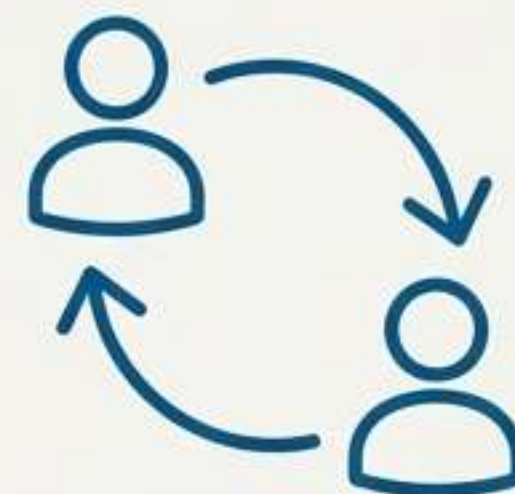
利用者本位の意思決定支援 (User-Centered Decision Support)

制度の主役はあくまで利用者です。専門職は、利用者が自身の身体状況や生活、価値観に最も合った選択ができるよう、中立的な立場で情報を理し、意思決定のプロセスを支援します。



根拠に基づく専門的助言 (Evidence-Based Professional Advice)

医学的所見や多職種の見解、客観的なデータ（費用比較、平均利用期間）など、具体的な根拠に基づいた情報提供が不可欠です。専門職としての的確なアセスメント能力が問われます。



継続的なフォローアップと連携 (Continuous Follow-up and Collaboration)

選択は一度きりではありません。定期的なモニタリングを通じて利用者の状態変化を捉え、必要であれば再提案を行います。福祉用具専門相談員と介護支援専門員の密な連携が、質の高いサービス提供の鍵となります。

出典情報

本資料は、以下の厚生労働省通知に基づき作成されています。詳細については、原文をご確認ください。

令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1)

(令和6年3月15日)

関連設問：問99, 問100, 問101, 問102, 問103, 問104, 問105, 問112, 問113

令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.5)

(令和6年4月30日)

関連設問：問3, 問4, 問5, 問6, 問7, 問8, 問9, 問10



介護報酬改定に関するQ&A掲載ページ
(MHLW)